

仕 様 書

令和8年度プリンタ用トナーカートリッジ等の購入（単価契約）は、次の仕様によるものとする。

1 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量等

- (1) 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量については、別紙1のとおりとする。
- (2) 別紙1に掲げる品名については、メーカー純正品又はリサイクルトナーとする。
- (3) 予定数量については、最低発注数量・最大発注数量を保証するものではない。

また、予定数量と最終的な納入数量に差異が生じても、契約変更の対象とはしない。

2 納入場所

別紙2（「契約者（契約担当官等）及び納入場所一覧」）のとおりとする。

3 契約単価

納入に係る送料については、受注者が負担するものとし、送料を含めた契約単価とする。

4 発注及び納入

- (1) 発注は、別紙2に掲げる納入場所の発注者又は契約書第1条に定める発注者の指定した職員（以下「発注職員」という。）が行うこととし、原則として年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）とする。ただし、必要に応じて発注する場合がある。

- (2) 納入は、発注を受けた日の翌日から起算して21日以内（ただし、末日が閏序日の場合は、翌閏序日とする。）の午前10時から午後5時までの間に行うものとする。なお、前述の納入期限に間に合わないことが見込まれる場合には、その都度、発注職員と協議するものとする。

また、受注者は、物品の納入に際して、建物、備品等の破損及び事故のないよう十分注意するとともに、納入の3日前までに発注職員に連絡し、納入の了解を得なければならないものとする。

5 契約不適合及び保証

契約書に定める保証期間内（物品の納入後6か月間）にトナーカートリッジ等の不具合が生じたときは、無償で交換するものとし、返品、交換等に要する費用は、受注者の負担とする。

6 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

7 その他

- (1) 請求単位は、別紙2の契約者（契約担当官等）ごととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、会計課の担当職員と打合せを行うものとする。
- (3) 別紙2の納入場所及び住所については、令和8年4月1日の予定であって、当該年度の途中において変更又は追加する場合がある。

R8 単価契約トナー発注予定数量

契約者(契約担当官等)及び納入場所一覧

番号	契約者	契約者住所	納入場所	該当官署
1 支出負担行為担当官 近畿農政局長		京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局
			滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	近畿農政局滋賀県拠点
			大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6階	近畿農政局大阪府拠点
			兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	近畿農政局兵庫県拠点
			奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	近畿農政局奈良県拠点
			和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階	近畿農政局和歌山県拠点
2	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
3	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長	兵庫県三木市志染町三津田1525	兵庫県三木市志染町三津田1525	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所
4	分任支出負担行為担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所
5	分任支出負担行為担当官 近畿農政局土地改良技術事務所長	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地	近畿農政局土地改良技術事務所
6	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東条川二期農業水利事業所長	兵庫県加東市社490-66	兵庫県加東市社490-66	近畿農政局東条川二期農業水利事業所
7	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東近江農地整備事業所長	滋賀県東近江市八日市緑町11-24	滋賀県東近江市八日市緑町11-24	近畿農政局東近江農地整備事業所
8	分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所